法人税法施行令及び法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十四号

法人税法施行令及び法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法人税法施行令の一部改正）

第一条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七目　資産に係る控除対象外消費税額等（第百三十九条の四・第百三十九条の五）」を「第七目　資産に係る控除対象外消費税額等（第百三十九条の四・第百三十九条の五）　第八目　転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額（第百三十九条の五の二）」に改める。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一　物品販売業（動植物その他通常物品といわないものの販売業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるもの以外のもの

イ　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第四号（業務の範囲）に掲げる業務として行う物品販売業

ロ　脱炭素成長型経済構造移行推進機構が脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第百十一条第一項第七号（業務の範囲）に掲げる業務として行う物品販売業

第十三条第八号ロ中「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」を「貯留権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律」に、「試掘権」を「試掘権を含む。）」に改める。

第四十八条の二第一項第五号中「鉱業権」の下に「及び貯留権」を加え、同号ロ中「生産高比例法」を「生産高等比例法（当該鉱業権又は貯留権の取得価額をこれらの資産の耐用年数（これらの資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘予定年数又は注入予定年数）の期間内におけるこれらの資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘予定数量又は注入予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に当該事業年度における当該鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目において同じ。）」に改め、同条第三項中「同項第三号イ(2)」の下に「又は第五号ロ」を加え、「残存採掘予定数量（同号イ(2)」を「残存採掘予定数量等（同項第三号イ(2)」に、「から同号イ(2)」を「又は同項第五号ロに規定する採掘予定数量若しくは注入予定数量からこれらの規定」に改め、「採掘数量」の下に「又は注入数量」を加える。

第四十八条の三中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　内国法人の有する次の各号に掲げる減価償却資産（そのよるべき償却の方法として旧定率法又は定率法を採用しているものに限る。）につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第四十八条第一項及び前条第一項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産に係る第四十八条第一項第一号イ(2)又は前条第一項第一号イ(2)に規定する損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

一　第百二十三条の三第三項（適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継価額等）の規定の適用を受けた同項に規定する収益事業以外の事業に属する資産であつた減価償却資産　その適用に係る適格合併により当該減価償却資産の移転をした当該適格合併に係る被合併法人が当該移転前にした償却の額（公益法人等の収益事業以外の事業に係るものに限る。）

二　第百二十三条の五（適格現物出資における被現物出資法人の資産及び負債の取得価額）の規定の適用を受けた同条に規定する収益事業以外の事業に属する資産であつた減価償却資産　その適用に係る適格現物出資により当該減価償却資産の移転をした当該適格現物出資に係る現物出資法人が当該移転前にした償却の額（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に係るものに限る。）

三　第百三十九条の五の二第一項から第三項まで（転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額）の規定の適用を受けた減価償却資産　その適用に係る同条第一項の内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等、同条第二項の公共法人又は同条第三項の公共法人若しくは公益法人等若しくは人格のない社団等の収益事業以外の事業又は公共法人の事業に係るものに限る。）

第四十九条の二に次の一項を加える。

6　第一項の規定の適用を受けるリース賃貸資産が第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産である場合において、当該減価償却資産であるリース賃貸資産につき当該各号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額は、当該リース賃貸資産に係る第三項に規定する損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

第五十一条第三項第三号を次のように改める。

三　旧生産高比例法　生産高比例法（第四十八条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産に該当する新償却方法適用資産にあつては、生産高等比例法）

第五十三条第二号ロ中「及び第五号」を削り、同号に次のように加える。

ハ　第四十八条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産　生産高等比例法

第五十四条に次の一項を加える。

7　内国法人の有する第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第三項（第二号に係る部分を除く。）の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産に係る同項に規定する償却費として各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

第五十七条第十項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　内国法人の有する第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る前項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産についてした同項に規定する償却の額に含まれるものとする。

第五十九条第一項第二号中「又は生産高比例法」を「、生産高比例法又は生産高等比例法」に改め、「鉱区」の下に「又は貯留区域」を、「採掘数量」の下に「又は注入数量」を加える。

第六十一条第一項第二号中「生産高比例法」の下に「、生産高等比例法」を加え、同条に次の一項を加える。

4　内国法人の有する第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第一項及び第二項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産についてしたこれらの規定に規定する償却の額に含まれるものとする。